

高知市公文書管理検討委員会条例

(令和4年4月1日条例第9号)

(設置)

第1条 高知市公文書管理条例（仮称）の制定に向けて、本市の公文書の管理の在り方を検討するため、高知市公文書管理検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議を行うものとする。

- (1) 高知市公文書管理条例（仮称）の制定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、公文書の管理に関し識見を有する者その他公文書の管理に関係する者のうちから市長が委嘱又は任命する委員6人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から公文書の管理についての調査及び審議が終了した日までとする。

- 2 委員が委嘱又は任命されたときにおける当該身分を失った場合は、委員を辞したものとみなす。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。